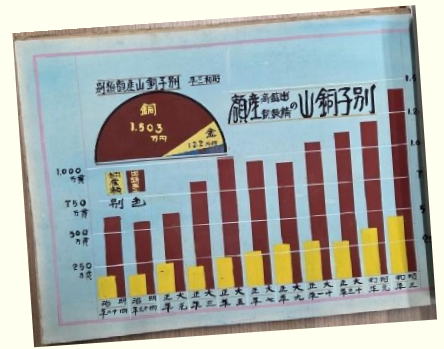
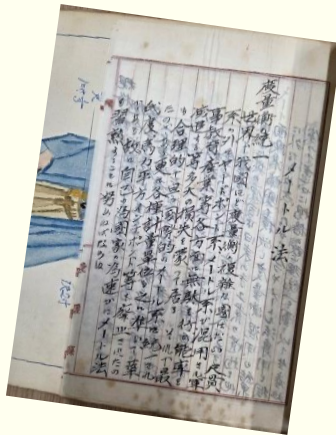


【中学生以上向け】

令和8年4月1日 愛媛県公文書センター が誕生します!!

一般利用の開始は
5月1日からです。

①公文書とは何か？ どのようなものがあるのか？



- 「公文書」とは、国や地方公共団体が、業務を行う中で作成・取得した公式な記録のことです。
- 例えば、新たな制度を検討・決定した記録、災害などの危機に対応した記録などがあります。

②愛媛県公文書センターの役割



- ①保存期間を終えた公文書の中から、歴史的・行政的に重要なものを収集して、
- ②収集した公文書を、専用の書庫で恒久的に保存して、
- ③県民の皆さんが「調査、研究、学習」などに利用できるようにします。

③愛媛県公文書センターを利用するには

○インターネットで「歴史的公文書検索システム」を利用して、愛媛県公文書センターの文書の目録(リスト)を確認したり、そこから選んだ文書の利用申請をしたりすることができます。



ここから利用
できます!!

★注意★システムは、令和8年5月1日から利用できます。

『歴史的公文書検索システム』で調べる —記録から読み解く、愛媛の過去—

1. インターネットで調べる



2. 保存されている公文書の目録を確認する



3. 利用申請を行う

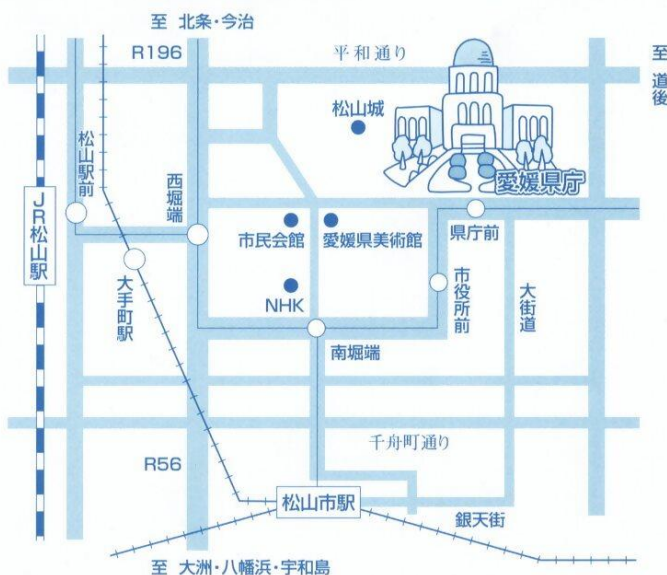


4. 公文書センターで資料を閲覧する



④アクセス・お問合せ先

交通案内



愛媛県公文書センター

住所：松山市一番町4-4-2

愛媛県庁本館 1階

電話：089-912-XXXX

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：土・日・祝日ほか、愛媛県庁の閉庁日

